

厚生労働省発医政 1003 第 1 号  
令和 7 年 10 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

医療施設運営費等及び中毒情報基盤整備事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発医政 0331 第 31 号本職通知の別添「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

また、本通知中、市町村等に対し国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村等に対する周知につき配慮願いたい。

新旧対照表

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県等）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 8020 運動・口腔保健推進事業費</p> <p>ア. 8020 運動推進特別事業</p> <p><u>平成 27 年 4 月 10 日</u>医政発 <u>0410</u> 第 <u>23</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」（以下「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が行う 8020 運動推進特別事業</p> | <p>(通 則)</p> <p>1. (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2. (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県等）</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 8020 運動・口腔保健推進事業費</p> <p>ア. 8020 運動推進特別事業</p> <p><u>令和 5 年 3 月 28 日</u>医政発 <u>0328</u> 第 <u>5</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」（以下「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が行う 8020 運動推進特別事業</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>イ (ア) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(工)</u> . 歯科口腔保健調査研究事業<br/>(略)</p> <p><u>(オ)</u> . 多職種連携等調査研究事業<br/>(略)</p> <p>⑦~⑪ (略)</p> <p>⑫ 異状死死因究明支援事業<br/>平成 22 年 3 月 31 日医政発 0331 第 18 号厚生労働省医政局長通知<br/>「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支<br/>援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業<br/>(ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業<br/>(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業に<br/>対して都道府県が補助する事業</p> | <p>イ (ア) ~ (ウ) (略)</p> <p><u>イ (工) . 歯科口腔保健推進体制強化事業</u><br/><u>「8020 運動・口腔保健推進事業実施要綱」に基づき市町村（保健<br/>所設置市を除く。）が行う歯科口腔保健推進体制強化事業</u></p> <p><u>(オ)</u> . 歯科口腔保健調査研究事業<br/>(略)</p> <p><u>(カ)</u> . 多職種連携等調査研究事業<br/>(略)</p> <p>⑦~⑪ (略)</p> <p>⑫ 異状死死因究明支援事業<br/>令和 4 年 3 月 23 日医政発 0323 第 17 号厚生労働省医政局長通知<br/>「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明<br/>支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業<br/>(ア) 都道府県が行う異状死死因究明支援事業<br/>(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う異状死死因究明支援事業<br/>に対して都道府県が補助する事業</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>⑬ (略)</p> <p><u>⑭ 新興感染症対応力強化事業（感染対策等に係る研修事業）</u><br/> <u>令和6年3月1日医政発0301第2号厚生労働省医政局長通知「新興感染症対応力強化事業の実施について」に基づき、都道府県が実施する新興感染症対応力強化事業（感染対策等に係る研修事業）</u></p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p>① #8000 情報収集分析事業<br/> 別に定める「令和7年度#8000 情報収集分析事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000 情報収集分析事業</p> <p>② 災害医療チーム養成支援事業<br/> 別に定める「令和7年度災害医療チーム養成支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う災害医療チーム養成支援事業</p> <p>③～⑧ (略)</p> | <p>⑬ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p>① #8000 情報収集分析事業<br/> 別に定める「令和6年度#8000 情報収集分析事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う#8000 情報収集分析事業</p> <p>② 災害医療チーム養成支援事業<br/> <u>災害医療チーム養成支援事業</u>別に定める「令和6年度災害医療チーム養成支援事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う災害医療チーム養成支援事業</p> <p>③～⑧ (略)</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成<u>拠点</u>の<u>形成</u>事業<br/> 令和7年4月4日医政発0404第8号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成<u>拠点</u>の<u>形成</u>事業</p> <p>⑩ 実践的な手術手技向上研修事業<br/> 令和7年7月3日医政発0703第10号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業</p> <p>⑪ 子育て世代の医療職支援事業<br/> 令和7年7月15日医政発0715第9号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業</p> <p>⑫～⑭ (略)</p> <p>⑮ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</p> | <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の<u>推進</u>事業<br/> 令和6年3月29日医政発0329第37号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成の<u>推進</u>事業</p> <p>⑩ 実践的な手術手技向上研修事業<br/> 令和6年7月30日医政発0730第1号厚生労働省医政局長通知の別紙「実践的な手術手技向上研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が認める者が行う実践的な手術手技向上研修事業</p> <p>⑪ 子育て世代の医療職支援事業<br/> 令和6年7月19日医政発0719第16号厚生労働省医政局長通知の別紙「子育て世代の医療職支援事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う子育て世代の医療職支援事業</p> <p>⑫～⑭ (略)</p> <p>⑮ WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>令和7年6月10日医政発0610第6号厚生労働省医政局長通知の別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</p> <p>⑩ 医療の質向上のための体制整備事業</p> <p>令和7年3月31日医政発0331第56号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業</p> <p>⑪ 補聴器販売者の技能向上研修等事業</p> <p>令和7年3月31日医政発0331第66号厚生労働省医政局長通知の別添「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業</p> <p>⑫ 特定機能病院管理者研修事業</p> <p>別に定める「令和7年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公募</p> | <p>令和6年6月19日医政発0619第2号厚生労働省医政局長通知の別添「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が実施するWHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業</p> <p>⑩ 医療の質向上のための体制整備事業</p> <p>令和6年3月29日医政発0329第6号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質向上のための体制整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質向上のための体制整備事業</p> <p>⑪ 補聴器販売者の技能向上研修等事業</p> <p>令和6年3月29日医政発0329第7号厚生労働省医政局長通知の別添「補聴器販売者の技能向上研修等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う補聴器販売者の技能向上研修等事業</p> <p>⑫ 特定機能病院管理者研修事業</p> <p>別に定める「令和6年度特定機能病院管理者研修事業実施団体公</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p data-bbox="237 261 1106 344">要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定機能病院<br/>管理者研修事業</p> <p data-bbox="183 427 331 453">⑱～㉑（略）</p> <p data-bbox="226 536 405 561"><u>（3）㉗へ移動</u></p> <p data-bbox="183 644 770 727"><u>㉒</u> 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="183 810 882 893"><u>㉓</u> 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="183 976 824 1059"><u>㉔</u> 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="183 1142 824 1225"><u>㉕</u> 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="183 1308 689 1334"><u>㉖</u> 特定行為研修の組織定着化支援事業</p> | <p data-bbox="1256 261 2112 344">募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う特定機能<br/>病院管理者研修事業</p> <p data-bbox="1202 427 1350 453">⑱～㉑（略）</p> <p data-bbox="1202 536 1677 561"><u>㉒</u> <u>外国人看護師候補者学習支援事業</u></p> <p data-bbox="1202 644 1789 727"><u>㉓</u> 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="1202 810 1901 893"><u>㉔</u> 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="1202 976 1843 1059"><u>㉕</u> 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="1202 1142 1843 1225"><u>㉖</u> 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業<br/>（略）</p> <p data-bbox="1202 1308 1704 1334"><u>㉗</u> 特定行為研修の組織定着化支援事業</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>(略)</p> <p><u>27</u> 看護教員教務主任養成講習会事業<br/>(略)</p> <p><u>28</u> 死体検案医を対象とした死体検案相談事業<br/>令和 <u>7</u> 年 3 月 <u>31</u> 日医政発 <u>0331</u> 第 <u>115</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p><u>29</u> 死因究明拠点整備モデル事業<br/>ア. 検案・解剖拠点モデル事業<br/>令和 <u>7</u> 年 3 月 <u>31</u> 日医政発 <u>0331</u> 第 <u>121</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」（以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業<br/>イ. (略)</p> <p><u>30</u> 認定エンバーマー養成研修事業</p> | <p>(略)</p> <p><u>28</u> 看護教員教務主任養成講習会事業<br/>(略)</p> <p><u>29</u> 死体検案医を対象とした死体検案相談事業<br/>令和 <u>6</u> 年 3 月 <u>29</u> 日医政発 <u>0329</u> 第 <u>13</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「死体検案医を対象とした死体検案相談事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p><u>30</u> 死因究明拠点整備モデル事業<br/>ア. 検案・解剖拠点モデル事業<br/>令和 <u>6</u> 年 3 月 <u>29</u> 日医政発 <u>0329</u> 第 <u>36</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」（以下、「死因究明拠点整備モデル事業実施要綱」という）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う検案・解剖拠点モデル事業<br/>イ. (略)</p> <p><u>31</u> 認定エンバーマー養成研修事業</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>令和7年7月3日医政発0703第7号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業</p> <p>③① 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>令和7年3月31日医政発0331第117号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>③② 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p>令和7年4月1日医政発0401第6号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業</p> <p>③③ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>別に定める「令和7年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー</p> | <p>令和6年7月31日医政発0731第8号厚生労働省医政局長通知の別紙「認定エンバーマー養成研修事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う認定エンバーマー養成研修事業</p> <p>③② 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>令和6年4月25日医政発0425第6号厚生労働省医政局長通知の別紙「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う情報通信機器を利用した死亡診断等検証事業</p> <p>③③ 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p>令和6年3月29日医政発0329第24号厚生労働省医政局長通知の別添「「統合医療」に係る情報発信等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う統合医療に係る情報発信等推進事業</p> <p>③④ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>別に定める「令和6年度特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー</p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p data-bbox="237 260 353 288">推進事業</p> <p data-bbox="181 368 1106 619"> <u>③4</u> クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業<br/> 別定「令和 <u>7</u> 年度クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 </p> <p data-bbox="181 699 1106 1002"> <u>③5</u> 小児医薬品開発ネットワーク支援事業<br/> 令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>12</u> 日産情発 <u>0312</u> 第 <u>11</u> 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の実施者について」の別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業 </p> <p data-bbox="181 1082 1106 1169"> <u>③6</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業<br/> （略） </p> <p data-bbox="226 1249 309 1278"><u>（削除）</u></p> | <p data-bbox="1227 260 1344 288">推進事業</p> <p data-bbox="1193 368 2119 619"> <u>③5</u> クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業<br/> 別定「令和 <u>6</u> 年度クリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）推進支援事業実施主体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施するクリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業 </p> <p data-bbox="1193 699 2119 1002"> <u>③6</u> 小児医薬品開発ネットワーク支援事業<br/> 令和 <u>6</u> 年 <u>3</u> 月 <u>26</u> 日産情発 <u>0326</u> 第 <u>1</u> 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知「小児医薬品開発ネットワーク支援事業の実施者について」の別添「小児医薬品開発ネットワーク支援事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する小児医薬品開発ネットワーク支援事業 </p> <p data-bbox="1193 1082 2119 1169"> <u>③7</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業<br/> （略） </p> <p data-bbox="1193 1249 1702 1337"> <u>③8</u> <u>新人看護職員等の就業継続支援事業</u><br/> （略） </p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>③7 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>効果検証</u>事業</p> <p>ア. 医療現場における看護 DX <u>効果検証</u>事業</p> <p>別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>効果検証</u>事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療現場における看護 DX <u>効果検証</u>事業</p> <p>イ. 看護師等養成所における DX <u>効果検証</u>事業</p> <p>別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>効果検証</u>事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師等養成所における DX <u>効果検証</u>事業</p> <p>③8 地域における特定行為実施体制推進事業</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. <u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u></p> <p>別に定める「<u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u>実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う<u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u></p> <p>③9 地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p>令和 <u>7</u> 年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日医政発 <u>0331</u> 第 <u>125</u> 号厚生労働省医政局長通知</p> | <p>③9 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>促進</u>事業</p> <p>ア. 医療現場における看護 DX <u>促進</u>事業</p> <p>別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>促進</u>事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療現場における看護 DX <u>促進</u>事業</p> <p>イ. 看護師等養成所における DX <u>促進</u>事業</p> <p>別に定める「看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>促進</u>事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う看護師等養成所における DX <u>促進</u>事業</p> <p>④0 地域における特定行為実施体制推進事業</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. <u>地域標準手順書普及等事業</u></p> <p>別に定める「<u>地域標準手順書普及等事業</u>実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う<u>地域標準手順書普及等事業</u></p> <p>④1 地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p>令和 <u>6</u> 年 <u>8</u> 月 <u>20</u> 日医政発 <u>0820</u> 第 <u>13</u> 号厚生労働省医政局長通知の</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>の別紙「<u>地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱</u>」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p><u>④①</u> へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）<br/>（略）</p> <p><u>④①</u> <u>ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業</u><br/>別に定める「<u>ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業実施医療機関公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う <u>ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業</u></p> <p><u>④②</u> <u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業</u><br/>別に定める「<u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業実施団体公募要領</u>」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う <u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業</u></p> <p><u>④③</u> <u>中堅期看護職員等の就業継続支援事業</u><br/>別に定める「<u>中堅期看護職員等の就業継続支援事業実施団体公募要</u></p> | <p>別添「<u>地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱</u>」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p><u>④②</u> へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）<br/>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><u>領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う中堅期看護職員等の就業継続支援事業</u></p> <p>④④ <u>地域標準手順書普及等事業</u><br/> <u>別に定める「地域標準手順書普及等事業実施団体公募要領」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う地域標準手順書普及等事業</u></p> <p>④⑤ <u>総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業</u><br/> <u>令和7年5月29日医政発0529第22号厚生労働省医政局長通知の別添「総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業実施要綱」に基づき厚生労働大臣が適当と認める者が行う総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業</u></p> <p>④⑥ <u>医師偏在是正に向けた広域マッチング事業</u><br/> <u>令和7年4月11日医政発0411第10号厚生労働省医政局長通知の別添「医師偏在是正に向けた広域マッチング事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医師偏在是正に向けた広域マッチング事業</u></p> <p>④⑦ <u>歯科医療提供体制構築支援事業</u><br/> <u>歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱に基づき、厚生労働大臣が</u></p> | <p><u>(2) ④④イから移動</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;"><u>適当と認める者が行う歯科医療提供体制構築支援事業</u></p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害医療コーディネーター研修事業（都道府県災害医療コーディネーター研修事業）<br/> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき<u>国立健康危機管理研究機構</u>が行う災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>③ （略）</p> <p>④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業<br/> 令和2年7月8日医政発 0708 第1号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う次の事業<br/> <u>ア．認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価体系の現状調査とデータベースの構築等</u><br/> <u>イ．認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価実施のためのガイド</u></p> | <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>① （略）</p> <p>② 災害医療コーディネーター研修事業（都道府県災害医療コーディネーター研修事業）<br/> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき<u>独立行政法人国立病院機構</u>が行う災害医療コーディネーター研修事業</p> <p>③ （略）</p> <p>④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業<br/> 令和2年7月8日医政発 0708 第1号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う<u>医師に係る OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業</u></p> |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>ライン等の再検討</u></p> <p><u>ウ. 認定標準模擬患者及び認定評価者等の養成</u></p> <p><u>エ. 公平・公正な OSCE 実施のための諸条件の検討等</u></p> <p><u>オ. 公的化後の OSCE の検証及び検証に必要な調査研究</u></p> <p>⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業<br/> 令和 3 年 5 月 17 日医政発 0517 第 2 号厚生労働省医政局長通知別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係る OSCE の 在り方 ・評価者養成に係る調査・実証事業</p> <p>⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業<br/> 令和 4 年 3 月 18 日医政発 0318 第 49 号厚生労働省医政局長通知の別添「共用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う<u>次の事業</u></p> <p><u>ア. 公的化共用試験運営ワークフローの確認・整備等</u></p> <p><u>イ. 試験実施本部体制および機能の充実と機構派遣監督者の認定制度構築等</u></p> <p><u>(ア) 共用試験の追再試験の実施</u></p> <p><u>(イ) 合理的配慮支援、異議申立て、試験実施の不正行為等を含む逸脱案件等に対応する試験実施本部体制及び機能の充実</u></p> | <p>⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業<br/> 令和 5 年 3 月 28 日医政発 0328 第 14 号厚生労働省医政局長通知の別添「OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う歯科医師に係る OSCE の 在り方 ・評価者養成に係る調査・実証事業</p> <p>⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業<br/> 令和 4 年 3 月 18 日医政発 0318 第 49 号厚生労働省医政局長通知の別添「共用試験公的化に係る体制整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う<u>共用試験公的化に係る体制整備事業</u></p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p><u>(ウ) 厚生労働省への報告体制の整備</u><br/> <u>(工) 機構派遣監督者の認定制度及び申請システムの検討</u><br/> <u>ウ. 各大学実施担当教職員向け講習会の実施等</u></p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 女性医師支援センター事業<br/> 令和7年6月3日医政発0603第4号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 医療技術等国際展開推進事業<br/> 令和4年3月22日医政発0322第36号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、<u>国立健康危機管理研究機構</u>が行う医療技術等国際展開推進事業</p> <p>⑭～⑮ (略)</p> | <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ 女性医師センター事業<br/> 令和6年3月29日医政発0329第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「女性医師等勤務環境整備事業実施要綱」に基づき、公益社団法人日本医師会が行う女性医師支援センター事業</p> <p>⑨～⑫ (略)</p> <p>⑬ 医療技術等国際展開推進事業<br/> 平成27年4月9日医政発0409第31号厚生労働省医政局長通知「医療技術等国際展開推進事業の実施について」の別添「医療技術等国際展開推進事業実施要綱」に基づき、<u>国立研究開発法人国立国際医療研究センター</u>が行う医療技術等国際展開推進事業</p> <p>⑭～⑮ (略)</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>①⑥ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>令和 <u>2年4月1日</u> 医政発 <u>0401</u> 第 <u>35</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>①⑦～①⑩ (略)</p> <p>①⑪ 臨床研究総合促進事業</p> <p>ア. 令和 <u>7年4月1日</u> 産情発 <u>0401</u> 第 <u>45</u> 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。)に基づき、臨床研究中核病院が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム</p> <p>イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、<u>臨床研究中核病院</u>が行う臨床研究審査委員会質向上プログラム</p> <p><u>(削除)</u></p> | <p>①⑥ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>令和 <u>5年3月28日</u> 医政発 <u>0328</u> 第 <u>12</u> 号厚生労働省医政局長通知の別紙「歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業 実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業</p> <p>①⑦～①⑩ (略)</p> <p>①⑪ 臨床研究総合促進事業</p> <p>ア. 令和 <u>6年3月28日</u> 産情発 <u>0328</u> 第 <u>1</u> 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「臨床研究総合促進事業実施要綱」(以下、「臨床研究総合促進事業実施要綱」という。)に基づき、臨床研究中核病院 (<u>以下、「拠点」という。</u>)が行う臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム</p> <p>イ. 「臨床研究総合促進事業実施要綱」に基づき、<u>拠点</u>が行う臨床研究審査委員会質向上プログラム</p> <p>①⑫ <u>産科医療特別給付事業運営事業</u></p> <p><u>令和6年7月29日</u> 医政発第 <u>0729</u> 第 <u>1</u> 号厚生労働省医政局長通知の別添「<u>産科医療特別給付事業運営事業実施要綱</u>」に基づき、公益財団</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>⑳ 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）<br/>（略）</p> <p>㉑ 小児医薬品開発支援体制強化事業<br/>令和 7 年 4 月 1 日産情発 0401 第 49 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「小児医薬品開発支援体制強化事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う小児医薬品開発支援体制強化事業</p> <p>㉒ 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業<br/>（略）</p> <p>㉓ <u>新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業</u><br/><u>令和 7 年 4 月 1 日産情発 0401 第 46 号～第 48 号 厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立健康危機管理研究機構が行う新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体</u></p> | <p><u>法人日本医療機能評価機構が行う産科医療特別給付事業運営事業</u></p> <p>㉑ 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）<br/>（略）</p> <p>㉒ 小児医薬品開発支援体制強化事業<br/>令和 6 年 3 月 26 日産情発第 0326 第 2 号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「小児医薬品開発支援体制強化事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う小児医薬品開発支援体制強化事業</p> <p>㉓ 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業<br/>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p><u>制整備等事業</u></p> <p>②⑥ <u>国際共同治験ワンストップ相談窓口事業</u><br/> <u>令和7年5月1日産情発0501第13号厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官通知の別添「国際共同治験ワンストップ相談窓口事業実施要綱」に基づき、国立研究開発法人国立がん研究センターが行う国際共同治験ワンストップ相談窓口事業</u></p> <p>②⑦ <u>外国人看護師候補者学習支援事業</u><br/> <u>令和2年6月22日医政発0622第5号厚生労働省医政局長通知の別添「外国人看護師候補者学習支援事業実施要綱」に基づき、公益社団法人国際厚生事業団が行う外国人看護師候補者学習支援事業</u></p> <p>②⑧ <u>生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業</u><br/> <u>令和7年3月28日医政発0328第19号厚生労働省医政局長通知の別添「生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業</u></p> <p>(4) (略)</p> | <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) ②から移動</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p> |

| 新   | 旧   |
|---|---|
| <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)</p> <p>① ア～カ (略)</p> <p>キ ヘき地保健指導所運営事業</p> <p>(ア) 都道府県が行う事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金</p> | <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4. この補助金の交付額は、次の(1)から(4)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金(都道府県)</p> <p>① ア～カ (略)</p> <p>キ ヘき地保健指導所運営事業</p> <p>(ア) 都道府県が行う事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄</p> |

| 新  |   |         | 旧  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
|--|---|---------|--|--|-------------|--------------|------------|----------------|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|-----|
| その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |   |         | 付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| 1. 種目  | 2. 基準額  | 3. 対象経費 | 1. 種目  | 2. 基準額   | 3. 対象経費     |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| (略)  | (1) (略)<br>(2) 寒冷地手当<br><u>へき地保健指導所に駐在する保健師が、</u> 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号） <u>第1条に定める基準日において、同条第一号に規定する地域に在勤する場合に、同法第2条に規定する計算方法を準用して</u> 算出した額<br>ただし、同条第4項に定める <u>場合の</u> 基準額については、1人当たり <u>同条第1項の表における世帯等の区分のその他の職員に対応する額とする。</u> | (略)     | (略)  | (1) (略)<br>(2) 寒冷地手当<br>国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号） <u>第2条の規定により</u> 算出した額<br>ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たり <u>それぞれ次に定める額とする。</u> <table border="1" data-bbox="1480 1023 1870 1299"> <thead> <tr> <th><u>級地区分</u></th> <th><u>単価（円）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1級地</u></td> <td><u>10,340円</u></td> </tr> <tr> <td><u>2級地</u></td> <td><u>8,800円</u></td> </tr> <tr> <td><u>3級地</u></td> <td><u>8,600円</u></td> </tr> <tr> <td><u>4級地</u></td> <td><u>7,360円</u></td> </tr> </tbody> </table> | <u>級地区分</u> | <u>単価（円）</u> | <u>1級地</u> | <u>10,340円</u> | <u>2級地</u> | <u>8,800円</u> | <u>3級地</u> | <u>8,600円</u> | <u>4級地</u> | <u>7,360円</u> | (略) |
| <u>級地区分</u>  | <u>単価（円）</u>  |         |  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| <u>1級地</u>   | <u>10,340円</u>  |         |  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| <u>2級地</u>   | <u>8,800円</u>   |         |  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| <u>3級地</u>   | <u>8,600円</u>   |         |  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |
| <u>4級地</u>   | <u>7,360円</u>   |         |  |  |             |              |            |                |            |               |            |               |            |               |     |

| 新  |     |     | 旧  |     |     |
|--|-----|-----|--|-----|-----|
| (略)  | (略) | (略) | (略)  | (略) | (略) |
| (略)  | (略) | (略) | (略)  | (略) | (略) |
| <p>ク～ケ (略)</p> <p>② 救急医療体制強化事業の交付額は、次のアから<u>ウ</u>により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業</p> <p>(ア) 都道府県が行う事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |     |     | <p>ク～ケ (略)</p> <p>② 救急医療体制強化事業の交付額は、次のアから<u>エ</u>により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 遠隔 ICU 体制整備促進事業</p> <p>(ア) 都道府県が行う事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |     |     |

| 新   |         | 旧   |         |
|---|---------|---|---------|
| <p>b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>   |         | <p>b aにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>   |         |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |
| <p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 支援側医療機関</p> <p><u>19,000 千円</u> + <u>34,633 千円</u></p> <p>× 1 日あたり平均運用時間</p> <p>／ 24 時間</p> <p>(2) 依頼側医療機関</p> <p><u>3,000 千円</u></p> <p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。</p> <p>※ただし、特定集中治療室遠隔支援加算を算定する医療機関は(2)依頼側医療機関の対象外とする。</p> | (略)     | <p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 支援側医療機関</p> <p><u>26,000 千円</u> + <u>59,576 千円</u></p> <p>× 1 日あたり平均運用時間</p> <p>／ 24 時間</p> <p>(2) 依頼側医療機関</p> <p><u>6,000 千円</u></p> <p>※なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12 とする。</p> <p>※ただし、特定集中治療室遠隔支援加算を算定する医療機関は(2)依頼側医療機関の対象外とする。</p> | (略)     |

| 新   | 旧   |         |         |     |  |        |         |         |     |
|---|---|---------|---------|-----|--|--------|---------|---------|-----|
| <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> | <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 8020運動・口腔保健推進事業の交付額は、次のアからイにより算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 8020運動推進特別事業</p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |         |         |     |  |        |         |         |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 836 622 890">1. 基準額</th> <th data-bbox="622 836 1122 890">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 890 622 948">2,749千円</td> <td data-bbox="622 890 1122 948">(略)</td> </tr> </tbody> </table>                  | 1. 基準額  | 2. 対象経費 | 2,749千円 | (略) | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 836 1630 890">1. 基準額</th> <th data-bbox="1630 836 2116 890">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 890 1630 948">2,748千円</td> <td data-bbox="1630 890 2116 948">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 2,748千円 | (略) |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |         |     |  |        |         |         |     |
| 2,749千円   | (略)   |         |         |     |  |        |         |         |     |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |         |     |  |        |         |         |     |
| 2,748千円   | (略)   |         |         |     |  |        |         |         |     |
| <p>イ 都道府県等口腔保健推進事業</p> <p>(ア) 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>  | <p>イ 都道府県等口腔保健推進事業</p> <p>(ア) 口腔保健支援センター設置推進事業</p> <p>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>  |         |         |     |  |        |         |         |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1294 622 1342">1. 基準額</th> <th data-bbox="622 1294 1122 1342">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1294 622 1342"></td> <td data-bbox="622 1294 1122 1342"></td> </tr> </tbody> </table>                    | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |         |     | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1294 1630 1342">1. 基準額</th> <th data-bbox="1630 1294 2116 1342">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1294 1630 1342"></td> <td data-bbox="1630 1294 2116 1342"></td> </tr> </tbody> </table>   | 1. 基準額 | 2. 対象経費 |         |     |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |         |     |  |        |         |         |     |
|   |   |         |         |     |  |        |         |         |     |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |         |     |  |        |         |         |     |
|   |   |         |         |     |  |        |         |         |     |

| 新   |         | 旧   |         |
|---|---------|---|---------|
| <u>4,118 千円</u>   | (略)     | <u>4,116 千円</u>   | (略)     |
| (イ) 歯科疾患予防等事業<br>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |         | (イ) 歯科疾患予防等事業<br>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |         |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |
| (都道府県、保健所設置市、特別区の場合)<br><u>1,784 千円</u>   | (略)     | (都道府県、保健所設置市、特別区の場合)<br><u>1,782 千円</u>   | (略)     |
| (市町村(保健所設置市を除く)の場合)<br><u>1,212 千円</u>  | (略)     | (市町村(保健所設置市を除く)の場合)<br><u>1,210 千円</u>  | (略)     |
| <u>(都道府県、保健所設置市、特別区の場合)</u><br><u>3,491 千円</u>  | (略)     | <u>2,097 千円</u>   | (略)     |
| <u>(市町村(保健所設置市を除く)の場合)</u><br><u>2,124 千円</u>   | (略)     |   |         |

| 新   |   | 旧   |             |
|---|---|---|-------------|
| (略)   | (略)   | (略)   | (略)         |
| <u>(都道府県、保健所設置市、特別区の場合)</u><br><u>4,612 千円</u>  | <u>歯科健診（検診）・クリーニング</u><br><u>事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>会議費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u> | <u>(新設)</u>   | <u>(新設)</u> |
| <u>(市町村（保健所設置市を除く）の場合)</u><br><u>2,684 千円</u>   |   |   |             |
| (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業<br>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |   | (ウ) 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業<br>a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |             |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 1. 基準額  | 2. 対象経費     |
| (都道府県、保健所設置市、特別区の場合)<br><u>2,002 千円</u>   | (略)   | (都道府県、保健所設置市、特別区の場合)<br><u>2,000 千円</u>   | (略)         |

| 新                                 |     | 旧   |                |
|-----------------------------------|-----|---|----------------|
| (市町村（保健所設置市を除く）の場合)               |     | (市町村（保健所設置市を除く）の場合)                                     |                |
| <u>1,070 千円</u>                   |     | <u>1,068 千円</u>   |                |
| (略)                               | (略) | (略)   | (略)            |
| <u>(削除)</u>                       |     | <u>(工) 歯科口腔保健推進体制強化事業</u>                               |                |
|                                   |     | a 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。     |                |
|                                   |     | b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。 |                |
|                                   |     | <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u> |
|                                   |     | <u>(略)</u>  | <u>(略)</u>     |
| <u>(工) 歯科口腔保健調査研究事業</u><br>(略)    |     | <u>(オ) 歯科口腔保健調査研究事業</u><br>(略)                          |                |
| <u>(オ) 多職種連携等調査研究事業</u><br>(略)    |     | <u>(カ) 多職種連携等調査研究事業</u><br>(略)                          |                |
| ⑦～⑪ (略)                           |     | ⑦～⑪ (略)   |                |
| ⑫ 異状死死因究明支援事業の交付額は次のアからイにより算出された額 |     | ⑫ 異状死死因究明支援事業の交付額は次のアからイにより算出された                        |                |

| 新  |        |         | 旧   |        |         |
|--|--------|---------|---|--------|---------|
| <p>の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 都道府県が行う事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県が補助する事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |        |         | <p>額の合計額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 都道府県が行う事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>イ 都道府県が補助する事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |        |         |
| 1. 種目  | 2. 基準額 | 3. 対象経費 | 1. 種目   | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |

| 新                          |  |     | 旧                          |  |     |
|----------------------------|--|-----|----------------------------|--|-----|
| 行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に要する経費 | <p>1 か所あたり次の<br/>(1)(2)により算出された額の合計額</p> <p>※ただし、1 か所あたり 60,000 千円を上限とする</p> <p>(1) 事務局経費<br/><u>2,148 千円</u></p> <p>(2) 略</p>                                   | (略) | 行政解剖又は死亡時画像診断等の検査の実施に要する経費 | <p>1 か所あたり次の<br/>(1)(2)により算出された額の合計額</p> <p>※ただし、1 か所あたり 60,000 千円を上限とする</p> <p>(1) 事務局経費<br/><u>2,142 千円</u></p> <p>(2) 略</p> | (略) |
| 協議会経費                      | <p><u>1 か所あたり次の<br/>(1)(2)により算出された額の合計額</u></p> <p>※ただし、<u>1 か所あたり 1,875 千円を上限額とする。</u></p> <p><u>(1) 協議会</u><br/>340 千円×開催回数</p> <p><u>(2) 協議会の下で開催する研修</u></p> | (略) | 協議会経費                      | <p><u>1 回あたり</u><br/><u>340 千円×開催回数</u></p> <p>※ただし、1 か所あたり <u>1,019 千円を上限額とする。</u></p>  | (略) |

| 新  |                    | 旧  |  |
|--|--------------------|--|--|
|  | <u>428 千円×開催回数</u> |  |  |
| <p>⑬ 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業</p> <p>(ア) 都道府県の行う事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> |                    | <p>⑬ 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次のアからウにより算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 第二種感染症指定医療機関運営事業</p> <p>(ア) 都道府県の行う事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(イ) 都道府県が補助する事業</p> <p>a 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>b a により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> |  |

| 新  |  |         | 旧                  |  |         |
|--|--|---------|--------------------|--|---------|
| 1. 種目  | 2. 基準額   | 3. 対象経費 | 1. 種目              | 2. 基準額   | 3. 対象経費 |
| 陰圧設備のある医療機<br>関  | 1床当たりの年額<br><u>1,982千円</u> を限度とし<br>て厚生労働大臣の認め<br>た額とする。 | (略)     | 陰圧設備のある医療機<br>関    | 1床当たりの年額<br><u>1,920千円</u> を限度とし<br>て厚生労働大臣の認め<br>た額とする。 | (略)     |
| 陰圧設備のない医療機<br>関  | 1床当たりの年額<br><u>1,521千円</u> を限度とし<br>て厚生労働大臣の認め<br>た額とする。 | (略)     | 陰圧設備のない医療機<br>関    | 1床当たりの年額<br><u>1,474千円</u> を限度とし<br>て厚生労働大臣の認め<br>た額とする。 | (略)     |
| <p><u>⑭ 新興感染症対応力強化事業（感染対策等に係る研修事業）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ.アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</u></p> |  |         | <p><u>(新設)</u></p> |  |         |

| 新                          |                         |  | 旧 |
|----------------------------|-------------------------|--|---|
| <u>1.種目</u>                | <u>2. 基準額</u>           | <u>3. 対象経費</u>   |   |
| <u>感染対策等に関する医師・看護師等の研修</u> | <u>1 開催当たり 3,115 千円</u> | <u>感染対策等に関する</u><br><u>医師・看護師等の研修</u><br><u>に必要な次に掲げる経</u><br><u>費</u><br><u>職員諸手当（非常勤</u><br><u>）</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費（講師及び非常</u><br><u>勤職員に係るもの</u><br><u>に限る。）</u><br><u>消耗品費</u><br><u>材料費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料（会場</u><br><u>借料、機器借料）</u><br><u>会議費</u><br><u>委託費（上記に掲げ</u><br><u>る経費に該当する</u><br><u>もの。）</u> |   |

| 新                           |                                   |   | 旧 |
|-----------------------------|-----------------------------------|---|---|
| <u>医療関連サービス事業者等の感染対策の研修</u> | <u>1 開催当たり 2,169</u><br><u>千円</u> | <u>医療関連サービス事業者等の感染対策の研修に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員諸手当（非常勤）</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費（講師及び非常勤職員に係るものに限る。）</u><br><u>消耗品費</u><br><u>材料費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料（会場借料）</u><br><u>会議費</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u> |   |

| 新   |   | 旧   |   |
|---|---|---|---|
| (2) 医療施設運営費等補助金（公募）   |   | (2) 医療施設運営費等補助金（公募）   |   |
| ①～⑧ （略）   |   | ①～⑧ （略）   |   |
| <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成<u>拠点の形成</u>事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   | <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の<u>推進</u>事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 1. 基準額  | 2. 対象経費   |
| 37,875 千円   | 総合的な診療能力を持つ医師養成<br><u>拠点の形成</u> 事業に必要な次に掲げる<br>経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費 | 37,875 千円   | 総合的な診療能力を持つ医師養成<br>の <u>推進</u> 事業に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費<br>備品費 |

| 新  |   | 旧  |  |
|--|---|--|--|
|  | 備品費<br>消耗品費<br>通信運搬費<br>借料及び損料<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費<br>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。） |  | 消耗品費<br>通信運搬費<br>借料及び損料<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費<br>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。） |
| ⑩～⑫ （略）<br><br>⑬ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br>ア. (ア) (イ) （略）<br>イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業<br>(ア)～(ウ) （略） |   | ⑩～⑫ （略）<br><br>⑬ 医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業の交付額は次のア及びイにより算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br>ア. (ア) (イ) （略）<br>イ. 拠点的な医療機関が行う事業に対して厚生労働大臣が適当と認める者が補助する事業<br>(ア)～(ウ) （略） |  |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   | 1. 基準額   | 2. 対象経費  |

| 新   |         | 旧  |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
|---|---------|--|---------|------------------|-----|---|--|--------|---------|------------------|-----|
| <u>227,872 千円</u>   | (略)     | <u>113,936 千円</u>  | (略)     |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
| <p>⑭～⑮ (略)</p> <p>⑯ 医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>28,270 千円</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> |         | 1. 基準額   | 2. 対象経費 | <u>28,270 千円</u> | (略) | <p>⑭～⑮ (略)</p> <p>⑯ 医療の質向上のための体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>38,103 千円</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> |  | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | <u>38,103 千円</u> | (略) |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 |  |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
| <u>28,270 千円</u>  | (略)     |  |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 |  |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
| <u>38,103 千円</u>  | (略)     |  |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |
| <p>⑰～⑳ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>   |         | <p>⑰～㉑ (略)</p> <p><u>㉒ 外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> |         |                  |     |   |  |        |         |                  |     |

| 新 | 旧  |  |
|---|--|--|
|   | <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  |
|   | <p>1. 基準額</p>  | <p>2. 対象経費</p>   |
|   | <p><u>103,640 千円</u></p>   | <p><u>外国人看護師候補者学習支援事業に必要な次に掲げる経費</u></p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>備品費</u></p> <p><u>消耗品費</u></p> <p><u>印刷製本費</u></p> <p><u>通信運搬費</u></p> <p><u>社会保険料</u></p> <p><u>借料及び損料</u></p> <p><u>会議費</u></p> <p><u>雑役務費</u></p> |

| 新  | 旧  |         |   |     |   |        |         |   |     |
|--|--|---------|---|-----|---|--------|---------|---|-----|
| <p>②② 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②③ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②④ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> | <p>②③ 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>②④ 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>②⑤ 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |         |   |     |   |        |         |   |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 1155 622 1209">1. 基準額</th> <th data-bbox="622 1155 1128 1209">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 1209 622 1359">次により算定した合計額<br/>ただし、対象となる施設は令和 4 年度以降に特定行為研修を開始した施</td> <td data-bbox="622 1209 1128 1359">(略)</td> </tr> </tbody> </table>  | 1. 基準額   | 2. 対象経費 | 次により算定した合計額<br>ただし、対象となる施設は令和 4 年度以降に特定行為研修を開始した施 | (略) | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 1155 1630 1209">1. 基準額</th> <th data-bbox="1630 1155 2123 1209">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 1209 1630 1359">次により算定した合計額<br/>ただし、対象となる施設は令和 3 年度以降に特定行為研修を開始した施</td> <td data-bbox="1630 1209 2123 1359">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 次により算定した合計額<br>ただし、対象となる施設は令和 3 年度以降に特定行為研修を開始した施 | (略) |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費  |         |   |     |   |        |         |   |     |
| 次により算定した合計額<br>ただし、対象となる施設は令和 4 年度以降に特定行為研修を開始した施  | (略)  |         |   |     |   |        |         |   |     |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費  |         |   |     |   |        |         |   |     |
| 次により算定した合計額<br>ただし、対象となる施設は令和 3 年度以降に特定行為研修を開始した施  | (略)  |         |   |     |   |        |         |   |     |

| 新  |   | 旧  |   |
|--|---|--|---|
| 設とし、令和4年度中に特定行為研修を開始した施設は、合計額に0.5を乗じた額とする。<br>1～6 (略)  |   | 設とし、令和3年度中に特定行為研修を開始した施設は、合計額に0.5を乗じた額とする。<br>1～6 (略)  |   |
| <p>㉔ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>㉕ 特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア (ア)～(イ) (略)</p> |   | <p>㉖ 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>㉗ 特定行為研修の組織定着化支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア (ア)～(イ) (略)</p> |   |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   | 1. 基準額   | 2. 対象経費   |
| 1施設あたり 5,794千円<br><u>(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。</u>   | 特定行為研修の組織定着化に係る事業に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費<br>備品費 | 1施設あたり 5,794千円   | 特定行為研修の組織定着化に係る事業に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費<br>備品費 |

| 新  |   | 旧  |   |
|--|---|--|---|
|  | 消耗品費<br>印刷製本費<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費（eラーニング利用料に限る。）<br>委託費 |  | 消耗品費<br>印刷製本費<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費（eラーニング利用料に限る。）<br>委託費 |
| イ（略）   |   | イ（略）   |   |
| <p>㉗ 看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>㉘ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   | <p>㉘ 看護教員教務主任養成講習会事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>㉙ 死体検案医を対象とした死体検案相談事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   | 1. 基準額   | 2. 対象経費   |

| 新   |     | 旧  |     |
|---|-----|--|-----|
| <u>27,374 千円</u>  | (略) | <u>36,498 千円</u>   | (略) |
| <p>②9 死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③0 認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③1 情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③2 「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支</p> |     | <p>③0 死因究明拠点整備モデル事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③1 認定エンバーマー養成研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③2 情報通信機器 (ICT) を利用した死亡診断等検証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>③3 「統合医療」に係る情報発信等推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実</p> |     |

| 新  |         | 旧  |         |
|--|---------|--|---------|
| 出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。   |         | 支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。  |         |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費 | 1. 基準額   | 2. 対象経費 |
| <u>14,099 千円</u>   | (略)     | <u>10,499 千円</u>   | (略)     |
| <p>③③ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>③④ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>③⑤ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> |         | <p>③④ 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>③⑤ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> <p>③⑥ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/>ア～イ (略)</p> |         |

| 新  | 旧   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
|--|---|---------------|-----------------------|------------------|--|--------|---------|-----------------|-----|
| <p><u>36</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>  | <p><u>37</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 603 622 655">1. 基準額</th> <th data-bbox="622 603 1115 655">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 655 622 715"><u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u></td> <td data-bbox="622 655 1115 715">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額  | 2. 対象経費       | <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u> | (略)              | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 603 1630 655">1. 基準額</th> <th data-bbox="1630 603 2112 655">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 655 1630 715"><u>3,925 千円</u></td> <td data-bbox="1630 655 2112 715">(略)</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | <u>3,925 千円</u> | (略) |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>  | (略)   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| <u>3,925 千円</u>  | (略)   |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| <p><u>(削除)</u></p>   | <p><u>38 新人看護職員等の就業継続支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1153 1630 1206"><u>1. 基準額</u></th> <th data-bbox="1630 1153 2112 1206"><u>2. 対象経費</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1206 1630 1399"><u>28,495 千円</u></td> <td data-bbox="1630 1206 2112 1399"> <u>新人看護職員等の就業継続支援事業に必要な次に掲げる経費</u><br/> <u>職員基本給</u><br/> <u>職員諸手当</u> </td> </tr> </tbody> </table> | <u>1. 基準額</u> | <u>2. 対象経費</u>        | <u>28,495 千円</u> | <u>新人看護職員等の就業継続支援事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u>   |        |         |                 |     |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>  |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |
| <u>28,495 千円</u>   | <u>新人看護職員等の就業継続支援事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u>  |               |                       |                  |  |        |         |                 |     |

| 新  |         | 旧   |         |
|--|---------|---|---------|
| <p>③7 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>効果検証</u>事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 医療現場における看護 DX <u>効果検証</u>事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p> |         | <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>消耗品費</u></p> <p><u>印刷製本費</u></p> <p><u>通信運搬費</u></p> <p><u>会議費</u></p> <p><u>借料及び損料</u></p> <p><u>社会保険料</u></p> <p><u>雑役務費</u></p> <p><u>委託費</u></p> |         |
| <p>③9 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>促進</u>事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア 医療現場における看護 DX <u>促進</u>事業</p> <p>(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。</p>     |         |   |         |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費 | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |

| 新  |   | 旧  |   |
|--|---|--|---|
| (略)  | 医療現場における看護DX <u>効果検証</u> 事業に必要な次に掲げる経費<br>(略)   | 10,523 千円  | 医療現場における看護DX <u>促進</u> 事業に必要な次に掲げる経費<br>(略)   |
| <p>イ 看護師等養成所における DX <u>効果検証</u>事業<br/> (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br/> (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>                       |   | <p>イ 看護師等養成所における DX <u>促進</u>事業<br/> (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。<br/> (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>                         |   |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費   | 1. 基準額   | 2. 対象経費                                       |
| (略)  | 看護師等養成所における DX <u>効果検証</u> 事業に必要な次に掲げる経費<br>(略) | (略)  | 看護師等養成所における DX <u>促進</u> 事業に必要な次に掲げる経費<br>(略) |
| <p><u>38</u> 地域における特定行為実施体制推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/> ア 地域支援型の指定研修機関推進事業<br/> (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |   | <p><u>40</u> 地域における特定行為実施体制推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。<br/> ア 地域支援型の指定研修機関推進事業<br/> (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |   |

| 新   |   | 旧   |   |
|---|---|---|---|
| <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>   |   | <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p>   |   |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 1. 基準額  | 2. 対象経費   |
| <u>4,150 千円</u>   | (略)   | <u>4,022 千円</u>   | (略)   |
| <p><u>イ 介護保険施設等の特定行為研修周知事業</u></p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   | <p><u>イ 地域標準手順書普及等事業</u></p> <p>(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 1. 基準額  | 2. 対象経費   |
| <u>14,402 千円</u>  | <p><u>介護保険施設等の特定行為研修周知事業に必要な次に掲げる経費</u></p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>消耗品費</u></p> <p><u>印刷製本費</u></p> <p><u>通信運搬費</u></p> | <u>5,518 千円</u>   | <p><u>地域標準手順書普及等事業に必要な次に掲げる経費</u></p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>消耗品費</u></p> <p><u>印刷製本費</u></p> <p><u>通信運搬費</u></p> |

| 新  |   | 旧 |  |
|--|---|---|--|
|  | <u>借料及び損料</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費</u>   |   | <u>会議費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）</u> |
| <p>③⑨ 地域医療基盤総合推進調査事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>④⑩ へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>④⑪ <u>ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支</u></p> | <p>④① 地域医療基盤総合推進調査事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>④② へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> |   |  |

| 新   |  | 旧 |
|---|--|---|
| <u>出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u><br><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控</u><br><u>除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u> |  |   |
| <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u>   |   |
| <u>50,000 千円</u>  | <u>ICT機器を活用した勤務環境改善</u><br><u>の先駆的取組を行うモデル医療機関</u><br><u>調査支援事業に必要な次に掲げる経</u><br><u>費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>備品費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費</u> |   |

| 新   |   | 旧    |
|---|---|------|
| <p>⑫ <u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |   | (新設) |
| <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u>  |      |
| <u>66,521 千円</u>  | <u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>備品費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u> |      |

| 新  |  | 旧           |
|--|--|-------------|
|  | <u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u>   |             |
| <p>④ <u>中堅期看護職員等の就業継続支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  | <u>(新設)</u> |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>   |             |
| <u>28,495 千円</u>   | <u>中堅期看護職員等の就業継続支援事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u> |             |

| 新   |  | 旧   |  |
|---|--|---|--|
|   | <u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費</u>  |   |  |
| <p>④④ <u>地域標準手順書普及等事業の交付額は次により算出するものとする。</u><br/> <u>ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u><br/> <u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u><br/> <u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  | <p>④④イ <u>地域標準手順書普及等事業</u><br/> <u>(ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u><br/> <u>(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  |
| <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u>   | <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u>   |
| <u>厚生労働大臣が必要と認めた額</u>   | <u>地域標準手順書普及等事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u> | <u>5,518 千円</u>   | <u>地域標準手順書普及等事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u> |

| 新  |  | 旧                  |  |
|--|--|--------------------|--|
|  | <u>通信運搬費</u><br><u>会議費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）</u>                       |                    | <u>通信運搬費</u><br><u>会議費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）</u> |
| <p>④ 総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  | <p><u>(新設)</u></p> |  |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>   |                    |  |
| <u>107,229 千円</u>  | <u>総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u> |                    |  |

| 新  |  | 旧                  |
|--|--|--------------------|
|  | <u>旅費</u><br><u>備品費（システム運用経費、システム保守費を含む。）</u><br><u>消耗品費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u> |                    |
| <p><u>④ 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  | <p><u>（新設）</u></p> |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>   |                    |
| <u>160,935 千円</u>  | <u>医師偏在是正に向けた広域マッチ</u>   |                    |

| 新  | 旧                  |
|--|--------------------|
| <p><u>ング事業に必要な次に掲げる経費</u></p> <p><u>職員基本給</u></p> <p><u>職員諸手当</u></p> <p><u>非常勤職員手当</u></p> <p><u>諸謝金</u></p> <p><u>旅費</u></p> <p><u>備品費</u></p> <p><u>消耗品費</u></p> <p><u>印刷製本費</u></p> <p><u>通信運搬費</u></p> <p><u>光熱水料</u></p> <p><u>借料及び損料</u></p> <p><u>会議費</u></p> <p><u>社会保険料</u></p> <p><u>雑役務費</u></p> <p><u>委託費</u></p> |                    |
| <p><u>⑭ 歯科医療提供体制構築支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア、次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p>  | <p><u>(新設)</u></p> |

| 新   |  | 旧                    |
|---|--|----------------------|
| <u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u> |  |                      |
| <u>1. 基準額</u>   | <u>2. 対象経費</u>   |                      |
| <u>10,000 千円</u>  | <u>歯科医療提供体制構築支援事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員諸手当（非常勤）</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>備品費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>会議費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>社会保険料（非常勤）</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの（備品費を除く。））</u> |                      |
| (3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）  |  | (3) 医療施設運営費等補助金（名宛て） |

| 新   |   | 旧   |  |
|---|---|---|--|
| <p>①～③ (略)</p> <p>④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |   | <p>①～③ (略)</p> <p>④ OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 1. 基準額  | 2. 対象経費  |
| <u>交付要綱3(3)④アからエに定める事業</u><br>292,893千円   | OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業 ( <u>交付要綱3(3)④アからエに定める事業</u> ) に必要な次に掲げる経費<br>(略)                     | 292,893千円   | OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業に必要な次に掲げる経費<br>(略) |
| <u>交付要綱3(3)④オに定める事業</u><br><u>88,768千円</u>  | <u>OSCEの模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業 (交付要綱3(3)④オに定める事業) に必要な次に掲げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u> | <u>(新設)</u>   | <u>(新設)</u>  |

| 新   |  | 旧   |         |
|---|--|---|---------|
|   | <u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>備品費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費</u> |   |         |
| <p>⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  | <p>⑤ OSCE の在り方・評価者養成に係る調査・実証事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |         |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費  | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |
| <u>149,754</u> 千円   | (略)  | <u>134,895</u> 千円   | (略)     |

| 新  |  | 旧  |                                    |
|--|--|--|------------------------------------|
| <p>⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  | <p>⑥ 共用試験公的化に係る体制整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |                                    |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費  | 1. 基準額   | 2. 対象経費                            |
| <u>交付要綱3(3)⑥ア及びイ(イ)から(工)に定める事業</u><br>50,329千円   | 共用試験公的化に係る体制整備事業 <u>(交付要綱3(3)⑥ア及びイ(イ)から(工)に定める事業)</u> に必要な次に掲げる経費<br>(略)   | 50,329千円   | 共用試験公的化に係る体制整備事業に必要な次に掲げる経費<br>(略) |
| <u>交付要綱3(3)⑥イ(ア)及びウに定める事業</u><br>68,497千円  | 共用試験公的化に係る体制整備事業 <u>(交付要綱3(3)⑥イ(ア)及びウに定める事業)</u> に必要な次に掲げる経費<br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u> | <u>(新設)</u>  | <u>(新設)</u>                        |

| 新  |  | 旧  |         |
|--|--|--|---------|
|  | <u>旅費</u><br><u>備品費（図書）</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>会議費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）</u> |  |         |
| <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>⑪ 中央ナースセンター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  | <p>⑦～⑩ （略）</p> <p>⑪ 中央ナースセンター事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |         |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費  | 1. 基準額   | 2. 対象経費 |

| 新   |         | 旧   |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
|---|---------|---|---------|-------------------|-----|---|--|--------|---------|-------------------|-----|
| <u>259,285 千円</u>   | (略)     | <u>235,194 千円</u>   | (略)     |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
| <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ 医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>514,842 千円</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> |         | 1. 基準額  | 2. 対象経費 | <u>514,842 千円</u> | (略) | <p>⑫ (略)</p> <p>⑬ 医療技術等国際展開推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1. 基準額</th> <th>2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>442,607 千円</u></td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> |  | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | <u>442,607 千円</u> | (略) |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 |   |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
| <u>514,842 千円</u>   | (略)     |   |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費 |   |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
| <u>442,607 千円</u>   | (略)     |   |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |
| <p>⑭～⑮ (略)</p> <p>⑯ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p>   |         | <p>⑭～⑮ (略)</p> <p>⑯ 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |         |                   |     |   |  |        |         |                   |     |

| 新  |         | 旧  |         |
|--|---------|--|---------|
| イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。                     |         | イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。                     |         |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費 | 1. 基準額   | 2. 対象経費 |
| <u>54,565 千円</u>   | (略)     | <u>34,565 千円</u>   | (略)     |
| ⑰～⑱ (略)  |         | ⑰～⑱ (略)  |         |
| ⑳ 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 |         | ⑳ 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。 |         |
| ア 医療事故情報収集等事業  |         | ア 医療事故情報収集等事業  |         |
| (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。                    |         | (ア) 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。                    |         |
| (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。                 |         | (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。                 |         |
| 1. 基準額   | 2. 対象経費 | 1. 基準額   | 2. 対象経費 |
| <u>93,450 千円</u>   | (略)     | <u>249,694 千円</u>  | (略)     |
| ㉑ イ～ウ (略)  |         | ㉑ イ～ウ (略)  |         |

| 新  |  |              | 旧  |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
|--|--|--------------|--|--------|---------|--------------------------|---------|-------|--------------|-------|--------------|-----|------------------------|---|------|---------|-------|-------|--------------|---------|-------|--------------|-----|
| <p>㉑ 臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |  |              | <p>㉑ 臨床研究総合促進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める種目ごとに、第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
| 1. 種目  | 2. 基準額   | 3. 対象経費      | 1. 種目  | 2. 基準額 | 3. 対象経費 |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
| 臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム   | <p><u>2,300 千円</u>×開催回数</p> <p>※ただし、その他の役割担う場合には下表金額（単位：千円）をそれぞれ加算する。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医師研修</td> <td>チュータリング</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>とりまとめ</td> <td><u>10,00</u><br/><u>0</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上級CRC研修</td> <td>DCT研修</td> <td><u>2,300</u></td> </tr> <tr> <td>とりまとめ</td> <td><u>10,00</u></td> </tr> </table> | 医師研修         | チュータリング  | 3,500  | とりまとめ   | <u>10,00</u><br><u>0</u> | 上級CRC研修 | DCT研修 | <u>2,300</u> | とりまとめ | <u>10,00</u> | (略) | 臨床研究・治験従事者等に対する研修プログラム | <p><u>1,500 千円</u>×開催回数</p> <p>※ただし、その他の役割担う場合には下表金額（単位：千円）をそれぞれ加算する。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医師研修</td> <td>チュータリング</td> <td>3,500</td> </tr> <tr> <td>とりまとめ</td> <td><u>1,500</u></td> </tr> <tr> <td>上級CRC研修</td> <td>DCT研修</td> <td><u>1,500</u></td> </tr> </table> | 医師研修 | チュータリング | 3,500 | とりまとめ | <u>1,500</u> | 上級CRC研修 | DCT研修 | <u>1,500</u> | (略) |
|  | 医師研修   |              | チュータリング  | 3,500  |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
|  |  | とりまとめ        | <u>10,00</u><br><u>0</u>   |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
|  | 上級CRC研修  | DCT研修        | <u>2,300</u>   |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
| とりまとめ  |  | <u>10,00</u> |  |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
| 医師研修   | チュータリング  | 3,500        |  |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
|  | とりまとめ  | <u>1,500</u> |  |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |
| 上級CRC研修  | DCT研修  | <u>1,500</u> |  |        |         |                          |         |       |              |       |              |     |                        |   |      |         |       |       |              |         |       |              |     |

| 新                     |   |     |              | 旧  |                       |   |     |              |     |
|-----------------------|---|-----|--------------|--|-----------------------|---|-----|--------------|-----|
|                       |   | とめ  | <u>0</u>     |  |                       | 修   | とりま | <u>1,500</u> |     |
|                       | 委員研   | 委員長 | <u>2,300</u> |  |                       |   | とめ  |              |     |
|                       | 修   | 研修  |              |  |                       | 委員研   | 委員長 | <u>1,500</u> |     |
|                       |   | 事務局 | <u>2,300</u> |  |                       | 修   | 研修  |              |     |
|                       |   | 研修  |              |  |                       |   | とりま | <u>1,500</u> |     |
|                       |   | とりま | <u>10,00</u> |  |                       |   | とめ  |              |     |
|                       |   | とめ  | <u>0</u>     |  |                       | DM 研  | とりま | <u>1,500</u> |     |
|                       | DM 研  | とりま | <u>5,000</u> |  |                       | 修   | とめ  |              |     |
|                       | 修   | とめ  |              |  |                       | モニタ   | 取りま | <u>1,500</u> |     |
|                       | モニタ   | とりま | <u>5,000</u> |  |                       | 一研修   | とめ  |              |     |
|                       | 一研修   | とめ  |              |  |                       | 監査研   | とりま | <u>1,500</u> |     |
|                       | 監査研   | とりま | <u>5,000</u> |  |                       | 修   | とめ  |              |     |
|                       | 修   | とめ  |              |  |                       | <u>(新設)</u>                                 |     |              |     |
|                       | 事務職   | とりま | <u>20,00</u> |  |                       |   |     |              |     |
|                       | 員研修   | とめ  | <u>0</u>     |  |                       |   |     |              |     |
| 臨床研究審査委員会質<br>向上プログラム | 1 機関あたり <u>10,997 千円</u>                    |     |              | (略)  | 臨床研究審査委員会質<br>向上プログラム | 1 機関あたり <u>12,131 千円</u>                    |     |              | (略) |
|                       | ※ とりまとめ機関にお<br>いては、これに加えて<br>10,000 千円加算する。 |     |              |  |                       | ※ とりまとめ機関にお<br>いては、これに加えて<br>10,000 千円加算する。 |     |              |     |
| ② <u>(削除)</u>         |   |     |              | ② <u>産科医療特別給付事業運営事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u> |                       |   |     |              |     |

| 新   | 旧   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
|---|---|---------|-----------|-----------------|--|--------|---------|-----------|-----------------|
| <p>② 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p>  | <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする</p> <table border="1" data-bbox="1144 472 2110 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 472 1628 528">1. 基準額</th> <th data-bbox="1628 472 2110 528">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 528 1628 804">100,000 千円</td> <td data-bbox="1628 528 2110 804"> <u>産科医療特別給付運営事業に必要な次に掲げる経費</u><br/> <u>印刷製本費</u><br/> <u>通信運搬費</u><br/> <u>雑役務費</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</p> | 1. 基準額  | 2. 対象経費   | 100,000 千円      | <u>産科医療特別給付運営事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>雑役務費</u>  |        |         |           |                 |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
| 100,000 千円  | <u>産科医療特別給付運営事業に必要な次に掲げる経費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>雑役務費</u>   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
| <table border="1" data-bbox="129 1246 1113 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 1246 622 1302">1. 基準額</th> <th data-bbox="622 1246 1113 1302">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 1302 622 1359">60,010 千円</td> <td data-bbox="622 1302 1113 1359">共用試験公的化に係る体制整備事</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額  | 2. 対象経費 | 60,010 千円 | 共用試験公的化に係る体制整備事 | <table border="1" data-bbox="1144 1246 2110 1359"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 1246 1628 1302">1. 基準額</th> <th data-bbox="1628 1246 2110 1302">2. 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1302 1628 1359">33,167 千円</td> <td data-bbox="1628 1302 2110 1359">共用試験公的化に係る体制整備事</td> </tr> </tbody> </table> | 1. 基準額 | 2. 対象経費 | 33,167 千円 | 共用試験公的化に係る体制整備事 |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
| 60,010 千円   | 共用試験公的化に係る体制整備事   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |
| 33,167 千円   | 共用試験公的化に係る体制整備事   |         |           |                 |  |        |         |           |                 |

| 新   |   | 旧   |   |
|---|---|---|---|
|   | 業（歯科）に必要な次に掲げる経費<br>に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費<br>消耗品費<br>印刷製本費<br>通信運搬費<br><u>備品費（図書）</u><br>借料及び損料<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費<br>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの） |   | 業（歯科）に必要な次に掲げる経費<br>に必要な次に掲げる経費<br>職員基本給<br>職員諸手当<br>非常勤職員手当<br>諸謝金<br>旅費<br>消耗品費<br>印刷製本費<br>通信運搬費<br>借料及び損料<br>会議費<br>社会保険料<br>雑役務費<br>委託費（上記に掲げる経費に該当するもの） |
| <p>㉓ 小児医薬品開発支援体制強化事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |   | <p>㉔ 小児医薬品開発支援体制強化事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> |   |

| 新   |  | 旧   |         |
|---|--|---|---------|
| イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。  |  | イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。  |         |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費                                | 1. 基準額  | 2. 対象経費 |
| <u>29,878 千円</u>  | (略)                                    | <u>48,008 千円</u>  | (略)     |
| <p><u>㉔</u> 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>㉕</u> <u>新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  | <p><u>㉕</u> 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> |         |
| 1. 基準額  | 2. 対象経費                                |   |         |
| <u>786,380 千円</u>   | <u>新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業に必要な次に掲</u> |   |         |

| 新  |   | 旧                  |
|--|---|--------------------|
|  | <u>げる経費</u><br><u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>人材派遣費</u><br><u>旅費</u><br><u>備品費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>工事費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>委託費</u> |                    |
| <p>②⑥ <u>国際共同治験ワンストップ相談窓口事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |   | <p><u>(新設)</u></p> |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>  |                    |
| <u>266,801 千円</u>  | <u>国際共同治験ワンストップ相談窓口事業に必要な次に掲げる経費</u>  |                    |

| 新  |  | 旧                       |
|--|--|-------------------------|
|  | <u>職員基本給</u><br><u>職員諸手当</u><br><u>非常勤職員手当</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>備品費</u><br><u>消耗品費</u><br><u>印刷製本費</u><br><u>通信運搬費</u><br><u>借料及び損料</u><br><u>会議費</u><br><u>社会保険料</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費</u> |                         |
| <p><u>㉗ 外国人看護師候補者学習支援事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</u></p> <p><u>ア. 次の表の第 1 欄に定める基準額と第 2 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。</u></p> |  | <p><u>(2) ㉗から移動</u></p> |
| <u>1. 基準額</u>  | <u>2. 対象経費</u>   |                         |



| 新                                |   | 旧                                |     |
|----------------------------------|---|----------------------------------|-----|
| <u>1. 基準額</u>                    | <u>2. 対象経費</u>  |                                  |     |
| <u>6,542 千円</u>                  | <u>生成 AI を用いた医療安全に係る院<br/>内研修ツールの開発事業に必要な次<br/>に掲げる経費</u><br><u>諸謝金</u><br><u>旅費</u><br><u>会議費</u><br><u>雑役務費</u><br><u>委託費</u> |                                  |     |
| (4) (略)                          |   | (4) (略)                          |     |
| (交付決定の下限)                        |   | (交付決定の下限)                        |     |
| 5. (略)                           |   | 5. (略)                           |     |
| (交付の条件)                          |   | (交付の条件)                          |     |
| 6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 |   | 6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。 |     |
| (1) (略)                          |   | (1) (略)                          |     |
| (別 表)                            |   | (別 表)                            |     |
| 区分                               | 事業名   | 区分                               | 事業名 |

| 新           |   | 旧           |   |
|-------------|---|-------------|---|
| 医療提供体制確保対策費 | <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>①～⑪ （略）</p> <p><u>⑭ 新興感染症対応力強化事業（感染対策に係る研修事業）</u></p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成<u>拠点の形成事業</u></p> <p>⑩～⑳ （略）</p> <p><u>(3) ㉗へ移動</u></p> <p><u>㉘</u> 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業</p> <p><u>㉙</u> 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業</p> <p><u>㉚</u> 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</p> <p><u>㉛</u> 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</p> <p><u>㉜</u> 特定行為研修の組織定着化支援事業</p> <p><u>㉝</u> 看護教員教務主任養成講習会</p> <p><u>㉞</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト</p> | 医療提供体制確保対策費 | <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>①～⑪ （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p>①～⑧ （略）</p> <p>⑨ 総合的な診療能力を持つ医師養成の<u>推進事業</u></p> <p>⑩～㉑ （略）</p> <p><u>㉒ 外国人看護師候補者学習支援事業</u></p> <p><u>㉓</u> 看護師の特定行為に係る指導者育成等事業</p> <p><u>㉔</u> 看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業</p> <p><u>㉕</u> 看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業</p> <p><u>㉖</u> 看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業</p> <p><u>㉗</u> 特定行為研修の組織定着化支援事業</p> <p><u>㉘</u> 看護教員教務主任養成講習会</p> <p><u>㉙</u> 医療の効率化に向けた領域別タスクシフト</p> |

| 新 |   | 旧 |   |
|---|---|---|---|
|   | <p>推進事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③⑦ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>効果検証</u>事業</p> <p>③⑧ 地域における特定行為実施体制推進事業</p> <p>③⑨ 地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p>④⑩ へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）</p> <p>④⑪ <u>ICT機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業</u></p> <p>④⑫ <u>大学における恒久定員内地域枠設置促進事業</u></p> <p>④⑬ <u>中堅期看護職員等の就業継続支援事業</u></p> <p>④⑭ <u>地域標準手順書普及等事業</u></p> <p>④⑮ <u>総合的な診療能力を持つ医師養成のためのリカレント教育推進事業</u></p> <p>④⑯ <u>医師偏在是正に向けた広域マッチング事業</u></p> <p>④⑰ <u>歯科医療提供体制構築支援事業</u></p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>①～⑮ (略)</p> |   | <p>ト推進事業</p> <p>③⑧ <u>新人看護職員等の就業支援事業</u></p> <p>③⑨ 看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション<u>促進</u>事業</p> <p>④⑩ 地域における特定行為実施体制推進事業</p> <p>④⑪ 地域医療基盤総合推進調査事業</p> <p>④⑫ へき地医療拠点病院運営事業（モデル事業分）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(2) ④⑩イから移動</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>①～⑮ (略)</p> |

| 新         |   | 旧   |   |
|-----------|---|---|---|
|           | <p><u>22</u> 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）</p> <p><u>27</u> <u>外国人看護師候補者学習支援事業</u></p>   |   | <p><u>23</u> 共用試験公的化に係る体制整備事業（歯科）</p> <p><u>(2)</u> <u>22から移動</u></p> |
| 感染症対策費    | (略)   | 感染症対策費  | (略)   |
| 医療安全確保推進費 | <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>⑫ (略)</p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p><u>28</u> 死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p><u>29</u> 死因究明拠点整備モデル事業</p> <p><u>30</u> 認定エンバーマー養成研修事業</p> <p><u>31</u> 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業</p> <p><u>32</u> 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p><u>33</u> 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>⑬～⑳ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>24</u> 生成AIを用いた医療事故調査報告書分析・</p> | <p>医療安全確保推進費</p> <p>(1) 医療施設運営費等補助金（都道府県）</p> <p>⑫ (略)</p> <p>(2) 医療施設運営費等補助金（公募）</p> <p><u>29</u> 死体検案医を対象とした死体検案相談事業</p> <p><u>30</u> 死因究明拠点整備モデル事業</p> <p><u>31</u> 認定エンバーマー養成研修事業</p> <p><u>32</u> 情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等検証事業</p> <p><u>33</u> 「統合医療」に係る情報発信等推進事業</p> <p><u>34</u> 特定機能病院における医療安全のためのピアレビュー推進事業</p> <p>(3) 医療施設運営費等補助金（名宛て）</p> <p>⑬～⑳ (略)</p> <p><u>22</u> <u>産科医療特別給付事業運営事業</u></p> <p><u>25</u> 生成AIを用いた医療事故調査報告書分析</p> |   |

| 新   |   | 旧   |  |
|---|---|---|--|
|   | 実践研修事業<br><u>㉘ 生成AIを用いた医療安全に係る院内研修ツールの開発事業</u>  |   | ・実践研修事業<br><u>(新設)</u>   |
| 医療技術実用化等推進費   | (2) 医療施設運営費等補助金 (公募)<br><u>㉜ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業</u><br><u>㉝ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業</u><br>(3) 医療施設運営費等補助金 (名宛て)<br>㉑ (略)<br><u>㉚ 小児医薬品開発支援体制強化事業</u><br><u>㉛ 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業</u><br><u>㉜ 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業</u> | 医療技術実用化等推進費   | (2) 医療施設運営費等補助金 (公募)<br><u>㉝ クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業</u><br><u>㉞ 小児医薬品開発ネットワーク支援事業</u><br>(3) 医療施設運営費等補助金 (名宛て)<br>㉑ (略)<br><u>㉜ 小児医薬品開発支援体制強化事業</u><br><u>(新設)</u> |
| (2) ~ (18) (略)<br><br>(申請手続)<br>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。<br>(1) 3の(1)の事業<br>ア (ア) ~ (イ) (略) |   | (2) ~ (18) (略)<br><br>(申請手続)<br>7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。<br>(1) 3の(1)の事業<br>ア (ア) ~ (イ) (略) |  |

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p><u>(ウ) 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u></p> <p>(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合</p> <p>都道府県知事は、第 4 号様式による申請書に關係書類を添えて、別途厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> | <p><u>(ウ) 新設</u></p> <p>(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合</p> <p>都道府県知事は、第 4 号様式による申請書に關係書類を添えて、別途厚生労働大臣が定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> |

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(変更申請手続)<br/>8～10 (略)</p> <p>(実績報告)<br/>11 (1) 3の(1)の事業<br/>ア (ア) ～ (イ) (略)<br/><u>(ウ) 7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p>(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合<br/>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。<br/><u>なお、7に定めるところにより、交付の申請を行った場合において、実績報告書(年度終了実績報告を除く。)を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときに</u></p> | <p>(変更申請手続)<br/>8～10 (略)</p> <p>(実績報告)<br/>11 (1) 3の(1)の事業<br/>ア (ア) ～ (イ) (略)<br/><u>(ウ) 新設</u></p> <p>(1) イ. 補助事業者が都道府県の場合<br/>都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第7号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> |

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p data-bbox="241 256 1021 288"><u>は、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。</u></p> <p data-bbox="159 341 277 373">(2) (略)</p> <p data-bbox="159 395 277 427">(3) (略)</p> <p data-bbox="143 507 309 539">12～13 (略)</p> | <p data-bbox="1182 341 1301 373">(2) (略)</p> <p data-bbox="1182 395 1301 427">(3) (略)</p> <p data-bbox="1167 507 1332 539">12～13 (略)</p> |